

7 総 総 情 第 552 号
令和 7 年 7 月 31 日

審査請求人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

東京都総務局総務部
情報公開課長 小嶋 俊幸
(公 印 省 略)

東京都情報公開審査会答申書の写しの送付について

令和 5 年 2 月 4 日付けで、審査請求人が東京都公安委員会宛てに行った審査請求については、東京都情報公開条例第 20 条の規定に基づき、東京都情報公開審査会に諮問されました。

本日、同審査会から、別紙のとおり東京都公安委員会に対して答申書（答申第 1 1 4 6 号）が交付されましたので、その写しを送付します。

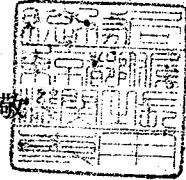
なお、この答申は、諮問庁である東京都公安委員会宛てに出されたものであり、審査請求に対する行政不服審査法上の裁決ではありませんので、その旨御了承ください。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都総務局総務部情報公開課
担当：馬場 電話 03-5388-3134

答申第1146号
令和7年7月31日

東京都公安委員会 殿

東京都情報公開審査会
会長 倉吉 敬



東京都情報公開条例第20条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年7月12日付都公委（総. 文. 情）第5258号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

「一部開示決定した映像を作成編集するに当たって使用し、又は使用しなかった元のフィルム」の非開示決定（不存在）に対する審査請求

（諮問第1713号）

別紙

諮問第1713号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「警視総監 監. 総. 文. 情第○号 平成○年○月○日一部開示決定通知書の対象となった「ビートルズ来日に伴う警備」を作成編集するにあたって使用した、および使用しなかった、警視庁が撮影した元のフィルム」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和4年11月4日付けで行った不存在を理由とする本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和5年7月18日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年5月14日に実施機関から理由説明書を収受し、同年5月28日（第230回第三部会）及び同年6月25日（第231回第三部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件非開示決定について

審査請求人は、平成〇年〇月〇日付け「1966年に日本武道館で行われたビートルズ日本公演に関し、警視庁警備部が撮影したフィルム」の開示請求（以下「前回開示請求」という。）により「ビートルズ来日に伴う警備（フィルム映像を記録したDVD）」（以下「前回対象公文書」という。）の一部開示を受けている。

本件開示請求は、前回対象公文書を作成、編集するに当たり使用したものを含め、1966（昭和41）年に実施機関がビートルズ来日に伴う警備を撮影した編集前の元フィルム（以下「本件請求文書」という。）を求めるものであり、実施機関は、本件請求文書を保有していないとして不存在を理由とする本件非開示決定を行った。

イ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、前回対象公文書は、1966年6月から7月3日までの間に16ミリフィルムによって撮影された本件請求文書を編集してデジタル化したものであり、CHAPTER毎に撮影した日付が記載されていることから編集したことは明らかであること、また、本件請求文書の廃棄記録の開示を求めたところ、廃棄した記録は不存在との処分を得たが、公文書である以上、廃棄した記録は存在するはずであること等を主張している。

これに対して、実施機関は、前回開示請求の時点で、実施機関が保有していたものは、警備会議やビートルズ来日当時の警備状況等の映像が記録されたフィルム（以下「現有フィルム」という。）及び現有フィルムをDVDに複製した前回対象公文書のみであったこと、本件開示請求及び本件審査請求を受けて綿密な検索を実施したが、本件請求文書が存在していたのか否か、現有フィルムが作成された経緯等についても判明しなかったことを説明する。また、現在は、実施機関において公文書を廃棄する場合は、「警視庁公文書管理規程」（平成13年3月21日付訓令甲第6号。以下「公文書管理規程」という。）により「公文書廃棄票」を作成しなければならないとされているが、廃棄票を作成する手続は平成16年の一部改正で定められたものであり、仮に本件請求文書が存在していたとしても、それ以前に廃棄された場合には、廃棄票を作成する規定はなく、廃棄の記録は存在しないと説明する。

審査会が前回対象公文書の映像を見分したところ、同映像は、実施機関が撮影したものであり、ビートルズ来日に伴う警備に係る警備会議、車両検問等の警備実施

状況、日本武道館内外における観客等の状況等が詳細かつ具体的に記録されており、当時の警備実施状況等が可能な限り正確に記録されていることが認められ、当時の警備実施状況等を十分検証することができる貴重な映像であるといえる。

審査会が検討するに、現有フィルム及び前回対象公文書は、上記のとおり、当時の警備実施状況等を検証するのに必要かつ十分な情報を記録する目的で作成されたものであるといえることができるのであって、これらに記録されている情報以外に意味のある情報が他のフィルム等に記録されていて、別途保管されていたという可能性は、ごく低いと考えられる。さらに、ビートルズ来日に伴う警備から本件開示請求まで約60年が経過しており、綿密に検索したものの所在が判明しなかったという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足る事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

また、審査会が、実施機関における公文書管理規程の改正経過等を確認したところ、平成16年の一部改正により、公文書の廃棄票が定められ、その保存期間は、5年と定められているものであり、昭和41年に撮影された本件請求文書について、廃棄の記録は存在しないとの実施機関の説明に不自然な点は認められない。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ